

会 議 録

1 会議名

平成29年度 第4回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 平成29年度地域活動支援事業について（報告）（公開）

(2) 自主的審議事項

雁木整備事業補助金制度の充実を求めることについて（公開）

(3) 自主的審議事項に係る提案

高田公園周辺の雨水排水対策について（公開）

3 開催日時

平成29年7月18日（火）午後6時26分から午後8時30分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・ 委 員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、
青山捷一、飯塚よし子、浦壁澄子、大滝利彦、北川 拓、小竹 潤、
小林徳蔵、澁市 徹、杉本敏宏、高橋浩輔、松矢孝一、宮崎 陽、
山中洋子、山本信義、吉田隆雄

・ 事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、槇島係長、小林主事

8 発言の内容

【槇島係長】

- ・ 小川委員、佐藤委員を除く18名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【西山会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：西山会長、浦壁委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【西山会長】

「議題等の確認」について、質疑を求める。

【澁市委員】

事前に配布された、地域活動支援事業に関する意見の提出を求める文書が南部まちづくりセンター長名だった。会長、副会長が相談して各委員に郵送したのか。なぜセンター長名なのか分からないので説明を。

【西山会長】

この件は、正副会長からセンターへお願いした。

毎年、地域活動支援事業の審査採択後に、委員に対し新たな問題点について意見を聞き、それを基に会長会議の意見やルールの見直しをする。日がたち記憶が薄れる前、今の時点で意見を求めた方がよいと考え、みなさんに意見をいただくことにした。

本日、その件について協議するわけではない。まず意見をいただき、それをまとめて後日協議する。毎年のことなので、まず意見をいただくために送付した。

【澁市委員】

ならば「会長からの依頼により、委員に聞きたい」旨を記載すべき。

センターはあくまで事務局であり、事務局が委員に対し勝手に文書を出すわけにはいかないのです。きちんとそのように書くべきだと思います。

去年も今年も、同じ文書が送付された。市では地域活動支援事業について見直しを検討していると思うので、センター長名の文書なら、今年はどこをどのような方向で検討していくかを書くべきだと思います。「市では、地域活動支援事業についてこの方向で検討しており、そのため委員の意見を伺いたい。については会長に相談したところ、このような文書を出すことになった」と書くなら分かるが、何の方向性も示さず勝手

に「意見を」というのはあまりにも無責任な文書だと思う。

【西山会長】

私が提案したので、文書はセンター長名ではなく会長名がよかった。おわびしたい。

よろしいか。

【澁市委員】

しかたない、文書は出てしまっている。

【西山会長】

よろしいか。

【澁市委員】

はい。

【西山会長】

大変申し訳ない。以後、文書を発送する時は気を付ける。

また、来年度また問題点等の見直しをするが、現時点で市から次年度の地域活動支援事業の概要が示されていない。まずこちらから問題点を挙げ、それを市へ提出し、それを踏まえ市で方向性を出す形を取っていることから、今回意見をお願いした。

日がたつと忘れてしまうので、直後に意見をいただくのがよいと思い、私がセンターにお願いした。来年度の方向性がまだ出ていない、それを議論するために皆さんの意見を先に出してほしいということをお願いした。

【澁市委員】

去年は同じ文書が10月くらいに出た。そのころには、当然次年度予算が準備され、市の検討が進んでいると思う。市の考え方がある程度分らないと、我々も意見をどのように出したらよいか困ると思う。

現時点で意見を出してほしいというのは分かるが、市の方向性が出た段階であらためて委員に意見を求める方法をとれば、より有意義な意見が出ると思うがいかがか。

【西山会長】

地域活動支援事業の募集、審査採択方法は、各区の独自の判断に任せる部分が多い。基本的な大きな柱は、市が方向性を決めるが、募集要項や審査採択方法は、各区

によってそれぞれ内容が違う。

意見についても、市へ伝えて全市統一で直すものと、各区で検討するものがある。とりあえず今年実施した中で、不都合や疑問点があれば聞きたいということで依頼文書を送付した。これから皆さんとまた議論し改善してほしい点があれば、高田区地域協議会として市へ意見を出すようになる。特に高田区は10月を過ぎると諮問等が入り忙しくなるので、早目に意見をお願いした。

【澁市委員】

採択基準や細かなことは区に任せるということだが、去年の説明会では地域活動支援事業の採択基準を市が用意したQ&Aで説明した。基本的なところは市が決めている。例えば、単に物を買うことは駄目だと決めている。それをQ&Aにして、全ての区で配付し説明しているのだから、基本的なことは市で決めているということではないのか。

【西山会長】

市で決めている。

【澁市委員】

だから市が来年度の方向性を示した後に、我々が意見を出した方が効率的ではないか。

【西山会長】

効率的だが、まずは終えた時点で意見を聞きたいとお願ひした。それはまずいことか。

【澁市委員】

まずくはないが、より効率的な方がよい。

【西山会長】

分かった。

今後、効率はもう少し考えるが、今回は是非、意見や反省点をお願いしたい。

【澁市委員】

分かった。

もう一点、議題にないが要望がある。今、上越市体操アリーナの話が新聞等で話題になっている。23～26億円をかけて。

【西山会長】

それは、最後に。

【澁市委員】

分かった。

—平成29年度地域活動支援事業について（報告）—

【西山会長】

次第3議題（1）「平成29年度地域活動支援事業について（報告）」、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料No.1により説明。

【西山会長】

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

ここで一点聞きたい。高田区ではこれまで、事業実施後に提出される報告書の内容について検証を行い、団体へ伝える意見があれば伝えるということを行ってきた。今年度もこれまでと同様に事業の検証を行うこと、方法はこれまでどおりでよいか、意見を求める。

【澁市委員】

なぜ地域協議会が検証を行う必要があるのか。市が検証するべきものではないか。

【西山会長】

我々が事業を審査し採択事業を決定した以上、当然事業が終わり結果が出たら検証する責任があるということで、これまで高田区で検証が行われてきた。他にも行っている区もあるようだが、これは各地域協議会の判断に任せられている。高田区では以前から、毎年検証を行うかどうかを委員に諮ったうえで、検証をしてきている。そして検証結果は、団体へ伝えている。

【澁市委員】

今までそのようにしてきたことは、素晴らしいことだと思う。

ただ私たちは地域協議会委員として、条例で定められた仕事ではないにもかかわ

らず市に頼まれて審査、採択をした。

それにより決定したことについて、これでよいかどうかの責任は我々にはないと思う。ましてや各団体が、決定した予算どおりに執行したか、効果はどうか、という点は市の予算執行に関係することで、行政職員の責任だと思う。効果についても行政職員がチェックすべきである。なぜ我々がそれをしなくてはいけないのか、非常に疑問。

【杉本委員】

たぶん私が、検証しようということを提案したと思う。

予算執行に関して市当局に検証する責任があるのは当たり前だが、我々は我々として自分たちが決めたことに対して、どこまで責任をもつかという問題。自分たちが決めたことを、決めただけで放っておいてよいというわけにはいかないだろうと。

やはり報告があったら内容を検討し、我々はよいと思って採択したが結果を見たらおかしなところがあったから、次も行うなら直してほしいという意見を出すべきではないか、と始めた。だから濫市委員が言われたように、行政がチェックするならしてもらって構わない。

ただ、我々が検証するから、行政ではしないでよいとは一言も言ってない。我々は我々の立場で、行政は行政の立場で、議会は予算を可決した立場で検証すればよい。高田区地域協議会が行政に対し、きちんと検証するよう言う必要はない。それは行政が決める。行政としてはする必要がないと思っているのかもしれないし、必要だけどしていないのかもしれない。議会は議会で、議決すればよい。集まって、この中身を検証しようと思えばよい話。

それを地域協議会から、議会に対しきちんとするよう言う必要もないし、言う権利も義務もない。我々は我々の立場で、我々の権限の範囲内で物事を処理するという事で、始めたことだと思う。

だから行政や議会は、我々の検証とは全く無関係の話で、あちらはあちらで好きにしてもらい、我々は我々で必要なことをきちんとするという事。

【西山会長】

この検証は前から続いているから実施するのではなく、年度ごとに皆さんに実施について諮っている。昨年度も皆さんに諮り、検証することにした。

地域活動支援事業の審査採択が、地域協議会の仕事なのかという発言もあったが、任命書交付式の後にこれも仕事だという説明が市からなされた。先日行われた研修でも、市の自治・地域振興課長からその点を説明してもらい皆さんから納得してもらったと思う。もし足りないようなら、もう勉強会は開けないので公的に公表されたもので確認を。

【澁市委員】

私は形式論を言っているのではない。予算執行については、行政あるいは市議会が本質的な責任を持つと考える。

だからもし地域協議会が評価するのなら、それなりの方法をとるべき。通常、計画を立てて事業実施した場合は、目的が達成できたかを第一に見るので、そのように事業評価するのなら、全く問題ないと考える。

【西山会長】

意見でよいか。

【澁市委員】

よい。

【杉本委員】

引き続き実施した方がよいと思う。

【高野副会長】

我々が、提案された中から採択すると決めた。だからそれに対しては責任をもたなければならない。その中に「にぎわいを創出する」「〇〇する」と書かれているので、そのとおりできたかを確認し検証する必要があると思うし、それは我々の任務だと私は思う。

【西山会長】

検証の実施について採決することを諮り、委員全員の了承を得る。

今年度も昨年度同様に事業の検証をすることを諮り、賛成15名、反対なし、賛否意思表示なし1名により、今年度も昨年同様に事業の検証を行うことに決する。

検証方法は、昨年度と同様でよいか諮り、委員全員の了承を得る。

—自主的審議事項 雁木整備事業補助金制度の充実を求めることについて—

【西山会長】

次第4議題(1)「自主的審議事項 雁木整備事業補助金制度の充実を求めることについて」、に入る。

前回の審議では雁木について、論点1「実務的な補助金制度と連たん」、論点2「観光資源や地域指定」に整理し、今回はまず論点1について自主的審議し、論点2については論点1の自主的審議終了後にあらためて自主的審議事項とするかを議論するということでした承を得た。

資料No.2に、論点1に関する意見をまとめた。本日はこれをもとに、「連たんを補助要件とするか」の他、「間口の大きさに応じて補助限度額を上げるか」「申請時期を柔軟にするか」と論点整理し、審議を進めることを諮り委員全員の了承を得る。

「連たん」を補助要件に含めるか不要とするか、両方の意見があるが、地域協議会としてどちらかの意見に絞ってほしい。なお、「連たん」を補助要件に含めるとなった場合には、何軒くらいつながっていればよいという話を進めるとすることを諮り、委員全員の了承を得る。

【松矢委員】

連たんしていなくてもよいという意見も、連たんを否定しているわけではない。理想は連たんしている方がよいが、空き家が増えそれを壊していくとなかなか連たんを維持するのは難しい、だから連たんしている必要はないと解釈したらどうか。

連たんしていることが必要だと言うが、連たんしていなければ絶対に駄目なのか。これからどんどん空き家が増え、どんどん壊していく。最初は連たんしていても、これからどんどん歯抜けになっていく。だから基本的に連たんが理想だが、連たんしていなくてよいという意見は連たんを否定しているわけではなく歯抜けでもよいではないかということだと私は思う。

【西山会長】

前回は、連たんしていることは必要だという意見もあった。双方の意見の方がいる。松矢委員から意見があったが、他にも違う意見の方から発言いただき、それをもとに皆さんで議論を。

【北川委員】

雁木の自主的審議では、連たんするしないという点を盛り込むことになっていたか。

【西山会長】

この自主的審議の提案書では、区域内の全員の同意ということがひとつのポイント。

杉本委員、この点がなくなるとどうなるか。

【杉本委員】

提案書を見てもらうとよいのだが、今は連たんしていないと申請が一切受け付けられない。連たんというか、協定が必要。

私の町内と隣の町内には協定がないので、一軒も補助金を受けていない。もう一つ隣の町内へ行くと協定がある。

そのような縛りがあると、補助金制度があっても補助金を受けられないで雁木を作らない家もある。

【北川委員】

そこがいちばん大きなハードルになるということか。

【杉本委員】

そのとおり。

現在は、協定を結んで住民側からお願いしないと補助金は出さないという制度になっている。そこを直してもらわないと。

【北川委員】

すると必然的に答えは。

【杉本委員】

答えは出てくる。

【澁市委員】

杉本委員に聞きたい。連たんは、協定を結ぶのに必要な条件なのか。端から端まで全てそろわないと駄目か。

【杉本委員】

辻（つじ）から辻まで7軒あったとすると、その7軒が「雁木を残します」という

協定を結ばなければならない。その協定を結んだので、補助金を交付していただきたいと、こちらからお願いをする。

例えばそのうち1軒が嫌だと言えば協定は成立せず、協定が成立しないと補助金の対象外となる。

【澁市委員】

もうひとつ。

そのうち1軒が空き家で雁木がなかったとしたら。

【杉本委員】

当初は不在地主のところまでハンコをもらいに行った。今はそこまでしなくてもよくなったと思う。

【高野副会長】

今はそこまでしていない。

【杉本委員】

当初はそうだった。ハンコをもらいに行くのに何万円も交通費をかけて。何とかならないかという話もあった。

6軒くらいなら話がまとまる可能性はあるが、私のところは辻がないので40軒ぐらいずーっと並んでおり、その全部が同意しないと協定が成立しない。

今の連たんが必要というのはそういう意味で、現在の制度の問題点。

【北川委員】

ということは、この自主的審議の発端がそこで、もう答えが出ている。すぐに採決できるのではないか。

【松矢委員】

いや、出ていない。

杉本委員の提案は歯抜けでもよいではないかということ。

【杉本委員】

そのとおり。

【松矢委員】

連たんではなくてもよいではないか、そういう人へも補助金をくださいと、そういう意味。

【杉本委員】

面倒な協定を作らなくても、市の制度に合致していれば1軒でも2軒でも補助金を出すようにしてくださいと。

【松矢委員】

そういう意味である。

【西山会長】

逆に、連たんは必要だという意見を求める。

【吉田委員】

雁木通りに、昔のような利便性を求める必要は、それほどないと思う。

観光面で必要なら、連たんしていない雁木を見た観光客が「これが雁木か」とがっかりすることがないように、市が全額負担して連たんにするべき。

【西山会長】

観光面については、この補助金の議論を終えた後に話し合うので理解を。

【吉田委員】

了解した。

【青山委員】

私も、雁木は連たんしていて初めて雁木だと思う。

だから、市の協定や補助の考え方を整理し、きちんと議論した方がよいと思う。

先日テレビで、本町2丁目の商店前の雁木を映していた。そこの両側は何もないのだが、テレビの画面だけを見ている人は、連たんしている一部だと思う。実際来てみたら、「なんだこんなものか」ということになる。

そのようなことになるのなら、行政がどんな考え方を持っていて、これまでどのように補助してきたかという、過去の実績と方針をはっきり聞いて、それをもとに検討しなければ先に進めないのではないか。

【飯塚委員】

どうせ補助するなら連たんがよいと思う。1軒欠けているから補助金は出さないとすると、雁木を作りたくないという方も出てくると思うが、補助金があれば作ろうと。そして連たんしていくので、連たんは必要だと思う。

【西山会長】

浦壁委員に意見を求める。

【浦壁委員】

別にない。

【大滝委員】

制度を作った時と現在の状況とでは、変わってきていると思う。その辺を含め、市の説明やこれまでの経緯などをもう少し分析しないといけない。

観光の話を含め、方向性やなぜそうなるかを分析しないと結論を出せないのでは。単純に、補助金があれば雁木を作ることならよいが、もう少し分析が必要。

【小竹委員】

杉本委員の、連たんの協定を必要としなくても補助金が出るようにした方がよいという意見に自分は賛成なので、このまま連たんの協定は必要ないという方向で次のステップに進めればよいと思う。

【小林委員】

私も連たんでなくてもよいと思う。歩行者が雨風にあたらなければよい。

私も30年前に家を建てたあと、連たんすればよかったと気付いた。建てた後なので、直すわけにもいかない。

市が補助を出すのは当たり前だと思う。

【高橋委員】

連たんは究極の理想で、そうなれば一番良い。

自主的審議が始まってから、私も雁木を見る目が変わった。町に出るたびにあちこちを見て回るが、現状は、空き家が増えており、また築何十年の古い建物が多い。うちの通りもそうなのだが、古い雁木で、かつ高齢なご夫婦だけで住まれていて、どちらかが具合悪くなったらどうなるか。10年後にどのくらいの人が雁木町家に住んでいてくれるのかと考えると、やはり雁木を残すべき。そのような状況だからこそ、補助金制度のハードルを少し下げて、雁木を維持していこうという方向性はよいと思う。

いずれにしても高田の雁木を残していこうという方向性は、我々も市も一致しているので、我々だけの話し合いではなく市の担当者と腹を割って話し合い意見を出し合えば、また新たな方向性が見えてくる気がする。

もうひとつ、私は仲町6丁目に住んでいるが、町家は隣と隣の家がくっついていて、つながっている。でも最近、町家の町並みの中に一戸建て住宅を建てるといった状況が散見されるようになってきた。そこは当然雁木がない。通常、町家、雁木がつながる地域は、入口が同じ向きになる。だが、そこだけ向きが違う。雁木通りに入口がない。

そこまでは規制できないので止められないのだが、そういう現状もある。越えなければならないハードルがたくさんある。でも、高田の雁木を残していくという気持ちは、行政も住んでいる我々も一緒なので、今がその話し合いの好機だと思う。人口減少が加速し高齢化も進み、町場に人がいなくなっているのです、この時機を逃す手はない。この話は期間や回数をかけてもよいから、じっくり進めるべき。

高田に雁木がなくなったら、個性のないただの地方都市になってしまう。子どもの頃、教科書に高田の雁木が載っていると誇らしい気持ちになった。雁木が作られ維持されてきた経過や歴史もある。雁木がなくなれば、高田は単なる個性のない地方都市になってしまうので、やはり今が頑張り時だと思う。

杉本委員の、雁木補助金のハードルを下げ、使いやすくすることという意見には大賛成である。

【宮崎委員】

私は初めから雁木を残す活動をしてきた。(アーケードという) 取り返しのつかないことをした所にいる。反対運動をしてもこのような状況を作ってしまった。

前から言っているように、補助の問題と雁木の素晴らしさを残すことは別だと考えている。

補助は補助。補助の話が終わったら、街区を決めて雁木の町家を再生していくということが私の考え。だから、補助金は連たんであろうがなかろうが、高田区であるならば補助すべきという捉え方をしている。

【山中委員】

雁木の補助金は、新しく作る場合に出していただく制度と理解してよいか。

【高野副会長】

建て替えだけ。

【山中委員】

建て替えか。とにかく今ある雁木を、建て替えたり新しくしたりするときに出していただく補助金として理解してよいか。

もしかして雁木を提供している方々に、例えば1年にいくらか、そのような補助金かと思った。

【杉本委員】

それとは違う。

【山中委員】

そうではないのか。

それなら時代の流れもあるので、連たんという厳しい条件では大変なので、連たんではなく、1軒欠けても2軒欠けても、補助金は出してもらえた方がよいと思う。

【山本委員】

雁木下の通路は準公道で、自分の土地だからと勝手にかまうことはできないはず。準公道という扱いで、建築で制限されているはず。

そういうことなら、家を建てた場合には必ず雁木を付けるということが必要だと思う。町並みとして、あるいは個人や市民感覚としても。

そういう意味で言えば、雁木通りに家を建てる方は、家を新築したり改築したりする場合には雁木を作ってもらい、補助金を出すと。それがたぶん市の建前だと思うので、連たんは必要ない。

連たんにかかわらず必要な場合は補助金を出すという内容で、意見書を出したらよいと思う。

【高野副会長】

雁木はつながっていてこそ雁木通りで、その機能を発揮する。連たんということも、例えば何軒で長さがどれくらいなど基準のようなものを設けて作りやすくする方法もあるのでは。一軒一軒ぼつんぼつんとあるのが雁木なのか。私は違うと思う。私の考え方である。

【杉本委員】

先週、市の若い職員が、雁木のある町内の会長を回り意見を伺っていると、私のところにも来た。この自主的審議がきっかけか分からないが、行政も動き始めていると思った。

若い職員だったので、私が委員で、元市議会議員で雁木を議論していたことも知らない。今、高田区地域協議会で自主的審議しているのは私が言いだしっぺだと話したら、びっくりしていた。

どういう制度にすればよいか、意見を聞きたいと。行政は今の制度を改善したいという意思はあるようだ。そこで次の観光面の話も少し触れておいたが、その部分についての意識はまったくなかった。

実際の雁木の状況を見せるため、一緒に私の町内を全部歩いて見て回った。やはり実際に見ると意識が変わるようだ。途中、私と同年代の方と立ち話をしたら、「雁木というのはすごいですね。」と改めて話していた。

こんな状況もあるので、今が本当にチャンスだと思う。

【西山会長】

連たんにするかしないか、地域協議会としてどちらかに絞りたい。

連たんにはしない、つまり一軒一軒各々の家で補助申請できるようにするという意見と、範囲は辻から辻や、3軒、5軒などあるにしても、連たん、つまり協定に全員の同意が必要だという要件を残した方がよいという意見と、いずれがよいか採決することを求め、委員全員の了承を得る。

協定に全員の同意を求めず各々が補助金交付申請できるようにした方がよいと考える委員12名、全員の同意が必要と考える委員4名の挙手により、協定に全員の同意を求めず各々が補助金交付申請できるようにする内容で市へ意見を述べることに決する。

次に、補助額や補助手続きについて、意見を求める。

補助額について、間口の大きさに応じて補助額の上限を考えるとという意見。補助手続きは、今は春に1か月ほど申請手続き期間を設けている、市も柔軟に、それ以降も予算があれば受け付けると説明があったが、申請期間を定めずいつでも申請できるようにしたらどうかという意見。

この二つが決まると、ある程度意見書案が書ける。

まず、間口の大きさに応じて補助金の上限額を上げるという件について、意見を求める。

【杉本委員】

当初は間口に応じて補助していた。その後、一律に変えてしまった。

実際の町家の間口は千差万別で、町内でいちばん狭い家は1間2尺しかない。そういう狭い家から、6間半ある家まである。それを全部一律というのは、うまくない。

【北川委員】

一律というのは同額ということか。

【杉本委員】

4月17日の会議で市担当者によると、間口3間、奥行き1間を標準とし、その工事費80万円をもとに上限額を計算しているという話だった。

【北川委員】

リフォームの補助金も市で出している。それは工事費の20%で上限10万円だったと思うが、それとはまた違うのか。

【杉本委員】

補助対象事業に要する費用の50%で、補助限度額が40万円。40万円の算出根拠は、間口3間、奥行き1間でだいたい工事費が80万円かかるということだった。

【北川委員】

間口で工事費が変わるということか。

【杉本委員】

金額が変わるが、上限が40万円ということである。

【北川委員】

他の補助金と比べると必ずしも不公平とは言えないと思う。

【高野副会長】

当初、10間や8間という大きな雁木の申請が出て、間口に応じて補助金を出したら多くの予算を要し、他の申請のための予算がなくなったということがあったので、平均3間を基準にしたらどうかという話になった。でも今はそんな大きなところはないと思う。

【杉本委員】

だいたい2間か3間くらい。

【高野副会長】

やはり3間だろう。

【西山会長】

これに加えて、現状の補助金額をどう考えるか。

【青山委員】

補助金制度について、一部の委員は分かっているが他の委員は全く分かっていない。それが良いか悪いかということも、我々は判断しなくてはいけない。

実際60～70年前、私が子どもの頃は本町通りを全くぬれずに歩いて駅まで行けたが、今は傘を差したり閉じたりしなくてはいけない。

なおかつ、上越市が雁木を観光にという話もある。少しでも行政の力を借りられるように、全員が同じ土俵の上で同じ資料で話をしなければ、話が進まないのではないかな。

【杉本委員】

資料は皆さん持っている。4月17日の会議で配られた。文化振興課からもう一度説明を聞いても、同じものしか聞けないと思う。それでも、もう一度話を聞いた方がよいかどうか。

次の観光面の議論は別の話だから、それは説明を受けなくてはいけないと思うが。同じ説明を二度三度聞くのはいかがかな。

【西山会長】

市の説明や資料では、幅三間、奥行き一間というモデルケースから補助上限額を出したということだった。これまで補助上限額の話は少し出たが、今までは主に連たんの話をしてきたことから、今回は補助上限額を上げる上げないという件は意見書には入れないこととするを諮り、委員全員の了承を得る。

補助申請の期間を定めず、予算がある場合は常時受け付けてもらいたいということ意見を含めることを諮り、委員全員の了承を得る。

今回いただいた意見の整理がついた。

意見書を出すか出さないかということもあるが、今の方向性でよければ、次回、三役で作成した意見書案を皆さんに示し判断いただくことでよいか。

【杉本委員】

意見書を提出することは、前回決めた。

【松矢委員】

意見書を出すことは、この前決まったのでは。

【西山会長】

自主的審議事項とすることは決まったが、意見書を出すかどうかは決めていない。

自主的審議事項は、議論の結果必ず意見書を出さなければならないというものでなく、議論をしたあとそのまま終わるという形もある。

皆さんに、意見書を出した方がよいか諮り、出すことになれば意見書を出す。

【杉本委員】

議論を論点1、論点2に整理した。論点1は意見書を出すと決めたのではなかったか。

【西山会長】

まだ出すとは決めていない。

【松矢委員】

もう、意見書を出すと認識していた。

【西山会長】

ここまで意見を整理できて初めて、皆さんに意見書の提出について諮ることができる。今日諮り、提出するとなったら、三役で意見書案を整理することでよいか。今日、意見書を提出することを諮ってよいか。

【松矢委員】

よい。

【西山会長】

協定は全員の同意を要さず個々に補助申請できる、申請期間を定めないということを中心に市長へ意見書を提出することを諮り、賛成16名、反対なし、賛否意思表示なし2名により、意見書を提出することに決する。

三役が作成した意見書案を次回の会議で示すことを諮り、委員全員の了承を得る。

—休憩—

—自主的審議に係る提案 高田公園周辺の雨水排水対策について—

【西山会長】

次第4議題(2)「自主的審議に係る提案 高田公園周辺の雨水排水対策について」、
に入る。

資料No.3のとおり、杉本委員から自主的審議事項に係る提案書が提出された。自主
的審議事項に取り上げるかどうか審議を。

杉本委員に説明を求める。

【杉本委員】

資料No.3、当日配布資料No.1により説明。

【西山会長】

杉本委員の説明について、質疑を求める。

【高橋委員】

外堀と川、排水機場、雨水幹線はそれぞれ管理者が違うという説明だったが、それ
ぞれどこが管轄か。

【杉本委員】

私も分からない部分がある、

関川は国土交通省。水戸の川は準用河川だから市だと思うが、詳しいことはよく分
からない。外堀はどこだろうか。

【西山会長】

センター分かるか。

【佐藤センター長】

正確には分かりかねる。

【高橋委員】

雨水幹線は。

【杉本委員】

雨水幹線は下水道なので、市。

【高橋委員】

今の説明で、それぞれ管理者が違うことがよく分かった。

もうひとつ教えてほしい。このように大雨で常に浸水被害の危険がある場所は、高田区内で他にどこかあるか。

【杉本委員】

高田区内にはあまりないが、金谷区にはある。大貫の山麓線のあたりや、上昭和町から御殿山のあたりも被害があったが、何年も前から山麓線に太い排水管の工事をして、ほぼ解決した。

【高橋委員】

分かった。

【澁市委員】

関川は国土交通省高田河川国道事務所だと思う。排水機もおそらくそこだと思う。外堀や水戸の川はおそらく県が管理していると思う。下水道は市が管理していると思う。その辺が非常に複雑である。

【高橋委員】

勉強になった。

【青山委員】

外堀と内堀とのつながりがあるか。また流入口は冬期間の融雪のための他は使用していないのか。

【杉本委員】

流入口と書いてある所の現場に消雪用と書かれており、そういう目的。だが、南堀の水量が少なくハスの生育等に影響が及ぶときには、こちらの取水施設から水を取って入れるようである。

それから、この取水施設と書いてあるところから極楽橋の少し東側で内堀に給水している。内堀は外堀と比べるとかなり標高が高く、内堀の水は全部外堀に流れる。

それと附属小学校の南に赤の×をつけたが、この角の酒屋あたりはよく水がついている。

そこから博物館へ行く道に小さい導管があり、西堀の赤い橋のあたりで降った雨が増えてくると流れなくなる。それで当日配布資料No.1には「3. 各堀を繋(つな)ぐ導水管を拡張すること」と入れた。

郵便局から高田公園へ向かう道路にも管が入っているが、小さい。高いから水が上

がることはたぶんないとは思いますが、やはり安全のためには大きなものに替えて、もう少し流れを良くした方がよい。

他に要因があるかもしれないが、分からない。

【吉田隆雄委員】

もし、流入口から関川まで排水路を作ったら、自然に流れていくような標高差か。または北城高校の前から関川まで排水路を作ったときに、自然に流れていくか。

ここの排水ポンプは、私には少し疑問。というのは、信濃川も新潟の関屋近くまでは低い。田んぼの中にある小屋は全部排水ポンプ。

一挙に降られて排水ポンプが全部水没してしまい動かなくなってしまった。それで大きな被害を受けた覚えがある。排水ポンプは、本当に大雨が降ってもきちんと動くか。10台のところ30台用意しておくならまだよい。ポンプのモーターが水浸しになる前にきちんと排水できるならモーターが簡単だとは思う。それくらいのキャパシティがないと南阿賀のような事例になってしまう。

外堀の方が水位が高いのであれば、排水路を考えた方がよい気がする。高さはどうか。

【杉本委員】

昔は、このお堀が関川だった。川の流れがこうなっていたから、上流側が高くて下流側が低い。だから上流側から排水することは無理。この提案書の中でも、北城高校の前から東へ延びる道の中に導管を入れて排水したらどうかと提案した。

今の排水機場は堤防の上にある。標高が確か9.5mくらい。関川の水位が7mになったら水門を下すスイッチを入れることになっている。だから水没することはおそくない。水没するということは堤防を越水するという事。

【西山会長】

専門的な話にもなってきたので、次回、まず市の担当課から説明を聞き、それを踏まえて自主的審議事項とするかどうか審議し決定することを諮り、委員全員の了承を得る。

—事務連絡—

【西山会長】

次第5「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

- ・協議会等日程 8月21日（月）午後6時30分～ 高田地区公民館
 9月11日（月）午後6時30分～ 高田地区公民館
 10月16日（月）午後6時30分～ オーレンプラザ
- ・高田区地域協議会だより7月15日号発行済
- ・南部まちづくりセンター移転のお知らせを配布
- ・地域活動支援事業 関連行事予定表を配布
- ・南本町三丁目まちづくり協議会、お馬出しプロジェクトのイベントチラシを配布

【西山会長】

事務局の説明について質疑を求める。

【大滝委員】

南部まちづくりセンターが8月1日に福祉交流プラザへ移転すると、他の施設もすべて移るのか。

【佐藤センター長】

公民館は9月20日過ぎまではこちらで業務を行う。

【大滝委員】

公民館はまだ動かさず。センターが先に動くのか。

【佐藤センター長】

そのとおり。南部まちづくりセンターだけ8月1日に移る。

【大滝委員】

分かった。

【澁市委員】

新聞報道でご存じだと思うが、上越市体操アリーナを大潟区に造る。2、3年くらい前までは4億円くらいと言われていた予算が、最近の新聞報道では23～26億円くらいだと。オリンピックに間に合わせるため、市では設計、あるいは土地買収等をしているようである。

直接高田区には関係ないが、23～26億円という巨大な予算が、市債、特別な市債で全部は返さなくてもよいが、25億円借りると9億円くらいはいずれ返さないといけない。

新聞報道では、施設の主目的は、体操競技、トランポリンと床体操を含む体操競技の競技者のための練習施設ということで。市民利用は空き時間にと報道されている。そこに市の限りある予算を20何億円も使うということなので、一般市民として、あるいは地域協議会委員として、どういうことになっているのか知りたい。市に説明していただけるよう、協議会としてお願いしていただけないか。

【西山会長】

事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

大潟の体操アリーナは、大潟区に設置される施設であり、高田区の地域協議会が自主的審議として取り上げることができない案件。説明もしてもらえないと思う。

【澁市委員】

直江津区地域協議会が、オーレンプラザの運営等について説明を受けたいと申し込んだら、説明を受けられるそうである。

高田区にあるオーレンプラザは、直江津区には直接関係ないが知りたいという時、市は断れないと私は伺っているが。

【西山会長】

この件は私が預かり市に確認し、次回回答することを諮り委員全員の下承を得る。他に質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。